

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年10月9日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員23名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	21番 田中 敏郎	22番 木村 憲正
23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一	

欠席委員 無し

午後3時00分 開会

事務局 それでは、ただいまより、熊本市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数23名中23名で  
ございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に  
基づき、総会が成立しております。  
それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。  
本日は、収穫時期で大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方の  
出席をいただき、誠にありがとうございます。  
先月から台風24号と25号により、各地区で大変大きな災害が発  
生しました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。こと  
しは大雨や台風で大きな災害が発生しました。全国的に農業には大変  
厳しい1年になっておるのではないかと、心配しているところでござ  
います。  
それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請が主な議題とな  
っております。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協  
力をよろしくお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者、及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には14番の木下三智也委員と15番の上妻孝市委員を、書記に事務局の立石誠信主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請など、全件で8件でございます。

議事に入ります前に、議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書のほうで訂正は済んでおりますが、ご確認をいただきたいと思っております。

まず、議案書の18ページ、26番、こちらのほうが取り下げということで、取り下げという記入は斜線を引っ張っておりますので、ご確認をお願いいたします。

その取り下げに伴いまして、目次のほう、議案書の1ページをめぐっていただきました目次のほう、第4号議案の第5条の規定に基づく許可申請48件でございましたが、47に訂正になっております。それからその一番下の合計、157件が1件取り下げによって156件ということで訂正をいたしております。

もう一点、4ページでございます。4ページ目の16番、譲受人、こちらのほうの職業が「農業」となっておりますのを「兼農」ということで訂正しておりますので、ご確認方よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、38件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報

告いたします。

1番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲をつくられる農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

2番も経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲をつくられる農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

3番も経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲をつくられる農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

4番は、姉への共有持ち分の贈与です。譲受人は水稲をつくられる農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上4件について、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、1番から4番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

#### 5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

5番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

5番は、子への贈与をするための申請です。譲受人は酪農を営まれる農家で、許可後、飼料作物を作付される計画です。

以上1件について先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、6番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

6番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、施設園芸、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜、ミカンを作付される計画です。

7番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

9番、10番は関連です。9番は、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲及び施設園芸作物を栽培されている農地所有適格法人で、申請地には露地野菜を栽培される計画です。

10番は、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上、5件につきまして、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、6番から10番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカ

ンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当だと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、11番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

#### 1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

12番から15番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲とナスを作付されており、許可後は水稲とナスをつくられる計画です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

14番は、後継者への経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。借り人は水稲と大豆を作付されており、許可後は水稲と大豆をつくられる計画です。

15番は、後継者への経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。借り人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上、4件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、12番から15番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、親子間での売買による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後も水稻をつくられる計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、16番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

17番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、使用貸借権設定による後継者への経営移譲の申請です。借り人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

18番は、所有権移転による新規就農のための申請です。譲受人は許可後、タマネギ、トマト、白菜を作付される計画です。譲受人に先日の地区委員会に出席いただき、事業計画などの聞き取りをいたしました。営農計画等について再度聞き取りの必要があると判断し、継続審議との結論に至りました。

19番は、使用貸借権設定による後継者への経営移譲の申請です。借り人は水稻を作付されており、許可後は水稻、露地野菜をつくられる計画です。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上、18番を除く3件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、17番から20番まで報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。18番は継続でございます。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

#### 16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

21番から23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、経営拡張のため賃貸借をされる申請です。譲受人は水稻、大根、トウモロコシを生産する専業農家で、許可後も水稻、大根、トウモロコシをつくられる計画です。

22番は、経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、スイカ、ナス、セロリを生産する専業農家で、許可後はナスをつくられる計画です。

23番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借される申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

以上3件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より21番から23番までご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

#### 17番 牧野正治委員

17番、牧野でございます。

24番から38番について、説明をしたいと思います。

24番は、後継者への贈与による所有権移転の申請であります。譲

受人は水稲、スイカ、ニガウリ、クリを生産する兼業農家で、許可後はニガウリ、スイカを作付される予定であります。

25番は、後継者へ経営継承のための使用貸借による権利設定申請であります。譲受人は水稲、スイカを生産する専業農家で、許可後は水稲、スイカを作付する予定であります。

26番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、柿を生産する兼業農家で、許可後は柿を作付する予定であります。

27番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ナスを生産する専業農家で、許可後はナスを作付する予定であります。

28番は、経営拡張のための売買による所有権移転であります。譲受人は水稲、柿を生産する兼業農家で、許可後は柿を作付する予定であります。

29番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借による権利設定申請であります。譲受人は水稲を生産する兼業農家で、許可後は水稲を作付する予定であります。

30番は、独立就農のための使用貸借による権利設定の申請です。譲受人は独立して専業農家となるもので、許可後はメロン、トウモロコシ、サカキを作付する予定です。なお、地区委員会において営農計画等を聞き取り、何ら問題ないものと思われれます。

31番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借による権利設定の申請です。譲受人はミカンを生産する専業農家で、許可後はミカンを作付する予定であります。

32番、33番は関連で、後継者へ経営移譲と経営拡張のための使用貸借と所有権移転による権利設定の申請です。譲受人はスイカ、メロンを生産する専業農家で、許可後はスイカ、メロンを作付する予定であります。

34番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借による権利設定の申請です。譲受人は水稲、スイカ、メロン、トウガラシを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付する予定であります。

35番は、後継者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、カボチャ、ニンニク、イモ類を生産する兼業農家で、許可後はカボチャを作付する予定であります。

36番は、孫への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、スイカ、ナス、ニガウリを生産する専業農家で、許可後は水稲、スイカ、ナス、ニガウリを作付する予定であります。



37番は、耕作の便宜上、交換のための所有権移転申請であります。譲受人は水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

38番は、耕作の便宜上、交換のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

以上15件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、24番から38番までご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

#### 23番 梅田義弘委員

23番、梅田でございます。

1番は、平成30年6月15日に、個人住宅建設のために農地法第5条第1項の規定による許可申請されたものですが、当初、土地所有者が許可前に死亡され、相続人が土地所有権の相続をしたため、事業継承を行うものです。

以上1件、さきの地区委員会で検討しました結果、計画変更は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、

6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、共同住宅を建築するための転用申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討済みです。土地利用計画は、木造2階建て住宅3棟、12戸を建てられる計画で、転用の規模は妥当であると判断しました。周辺農地への被害防除等は問題ないものと思われれます。資金証明等、必要書類は添付されています。納税猶予の抵当権設定がありますが、協議済みとのことです。開発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議済みです。工期は平成31年10月31日までを計画されています。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は2番でございます。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番と3番は関連で、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、2筆合わせて1,195㎡を整地し、申請地に近い食品加工工場に貸される計画で、配送トラックや社用車等、27台分の駐車場で、妥当な面積と思われれます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年10月20日から平成30年1

1月10日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議状況です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

#### 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、農業用資材置場への転用申請です。申請地は、自宅から近く農作業車などの保管スペースが必要であったため選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、農業施設の用に供するために該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、トラクター、コンバインの台車、コンテナ、種箱などの保管スペースを確保するもので、妥当な面積であると思われま。代替地については検討されています。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年10月15日から10月25日までの予定です。許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

5番、6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、建売住宅及び道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、建売住宅3棟、敷地内新設道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。なお、個人での建売住宅申請のため、売買に関して専任媒介契約書の写しの添付がなされております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成30年12月1日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

6番は、後の4号議案、5条申請42番から46番と関連で、畜舎及び飼料置場への転用許可申請です。農地区分は、農振農用地域内にある農地と、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。農振農用地域及び1種農地は原則不許可ですが、農振法による農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの、申請地を農業用施設の用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、後の5条申請面積、計9,805㎡と他地目5,103㎡を合わせた、総事業面積2万504.02㎡に、畜舎7棟、堆肥舎1棟、農機具格納庫2棟、管理棟、飼育倉庫2棟、駐車場及び通路など、飼料置場を整備される計画で、4条申請分の主なものは畜舎、飼料置場となり、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも、問題ありません。農業振興地域整備計画の用途区分の変更に関する関係通知の写しも添付されております。工事計画は平成30年10月20日から平成31年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。なお、申請地において許可を得ず、畜舎、飼料倉庫、堆肥舎を建築され利用されていたため、深く反省されている旨の始末書の提出がなさ

れております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、5番、6番について説明がありましたが、6番については5条の関連案件と一括して審議しますので、5番について何かご意見、ご質問等、ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、47件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

#### 10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、建築業を営む法人が、賃借権を設定し従業員用の駐車場にするための転用申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討済みです。土地利用計画は、従業員駐車場として7台分を設けられる計画で、転用規模は妥当であると判断しました。なお、申請人は農地法の許可を得ず駐車場として使用していたことを反省し、今後このようなことがないようにしますとの始末書が提出されています。必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果ございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番から4番は関連です。不動産業を営む法人が、所有権移転により建て売り住宅及び公衆用道路を整備するための転用申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討済みです。土地利用計画は、木造2階建住宅15棟及び公衆用道路を計画されており、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれもないと判断されます。工期は平成32年3月31日までを計画されています。開発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議中であることを確認しています。

5番も、不動産業を営む法人が、所有権移転により建売住宅を建築するための転用申請です。農地区分は市街地に近接した10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討済みです。土地利用計画は、木造2階建住宅4棟の建築を計画されており、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年10月30日までを計画されています。開発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議中であることを確認しています。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、2番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

また、2番から4番の関連案件については、3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次に、6番です。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断しました。土地利用計画は、転用面積486.86㎡に、個人住宅、木造平屋建て1棟、建築面積67㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。また、開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年12月20日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

7番、8番は関連で、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積242㎡に個人住宅、木造2階建て1棟、建築面積62㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年9月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、6番から8番について地元委員より報告がございました

が、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、9番。

#### 21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

9番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、個人住宅への転用申請で、所有権移転されるものです。農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、122㎡を建設されるものです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後、速やかに着工され、翌年4月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、10番。

#### 1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

10番から28番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街化の傾向の著しい区域で上下水道2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。



土地利用計画は、転用面積1, 175㎡に建て売り住宅5棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審議の申請中とのことです。工事計画は、平成30年12月1日から平成31年12月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着工されることを確認しております。

11番と12番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、事業面積、他地目839.21㎡を含む、4,382.21㎡に、建売住宅14棟を建設される計画予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年11月1日から平成31年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番から18番は関連で、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街化の著しい区域内で上下水道2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある3種農地及び、3種農地の区域に近接する市街化が見込まれる区域にある第2種農地が混在する農地と判断されます。代替地の検討についてもされております。土地利用計画は、転用面積2,849㎡に社員用及び来社用の140台分の駐車場で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年11月1日から平成31年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

19番と20番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、事業面積1,171㎡に建売住宅5棟の建築で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成30年12月1日から平成31年12月25日までの予定で、許可後、速やかに着手され

ることを確認しております。

21番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、譲受人も集落内に居住しており、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積228㎡に自家用車及び農業用機械の置場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかしながら、以前より無断で使用していたことについて始末書の提出がっております。

22番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、事業面積、他地目43㎡を含む総事業面積733㎡に、近くの活魚・鮮魚の水産業を営む会社の運搬用トラック及び従業員12名の駐車場として使用予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかしながら、無断で駐車場として利用していたことについて、始末書の提出がしております。工事期間は、平成30年10月20日から平成31年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番は、賃借権設定による車両置場、中古車等の展示場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、1,269㎡に自動車整備工場の車両置場及び中古車等の展示場に貸される計画で、45台分で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかしながら、無断で車両置場として使用していたことについて始末書の提出がしております。工事計画は、平成30年11月10日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、所有権移転による住宅拡張の転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積26㎡で、申請地の家屋が以前より隣地にまたがって建築されており、これまでどおり、無償で利用できていますが、農地であったことが判明したために転用許可申請を行われるものです。このことについては始末書の提出

があっております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

25番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、事業面積、他地目1, 718.87㎡を含む2, 352.97㎡に、建売住宅8棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年10月31日から平成31年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は取り下げです。

27番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む401.49㎡に個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発景観課へ事前申請中とのことです。工事計画は、平成30年10月20日から平成31年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

28番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、236㎡に個人住宅1棟の建築計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年11月10日から平成31年5月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上18件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、10番から25番、26番は取り下げでございまして、27番、28番、報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それから、11番、12番は3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。続きまして、29番。

#### 8番 角居登委員

8番委員、角居です。

29番及び30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

29番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造平屋建個人住宅1棟、建築面積81.98㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事計画は、平成30年11月20日から平成31年2月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、親子間にて使用貸借権を設定し、農家住宅及び農業用倉庫を建築する転用許可申請です。農地区区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、農家住宅1棟、建築面積148.22㎡及び農業用倉庫2棟、建築面積241.92㎡で、妥当な面積と思われます。給排水計画、被害防除、隣接同意とも問題ありません。工事計画は、平成30年10月30日から平成31年5月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、２９番から３０番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、３１番。

## ２２番 木村憲正委員

２２番委員、木村です。

３１番から３６番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

３１番は、所有権移転による貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で、第２種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、工事中資材などの置場として整備し、勤務している地質調査業を営む法人へ貸し付ける計画で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成３０年１１月１日から平成３０年１１月１０日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

３２番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある農地で第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目２２１．５㎡を合わせた総事業面積２６４．５㎡に、個人住宅１棟、建築面積１０５．５８㎡を整備される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成３０年１２月１日から平成３２年３月３１日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

３３番は、所有権移転による資材置場及び駐車場への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある農地で、特に良好な営農条件を備えている農地で、甲種農地と判断され、甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、譲受人も集落に居住しているために、不許可の例外規定に該当すると判断しました。

代替地についても検討されております。土地利用計画は、譲受人は土木事業を営んでおり、コンクリート二次製品置場、砂利・山砂一時保管スペースなどの資材置き場、及び、駐車場が不足しているため、バックホー、ダンプ、従業員駐車場を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年11月1日から平成31年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

34番は、所有権移転による敷地拡張の申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、既存面積978.02㎡となり、既存敷地面積の2分の1を超えない施設の拡張となるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地については検討されていません。土地利用計画は、介護施設の敷地拡張をされる計画で、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで施設の一部として利用していたことに対し始末書の提出がっております。

35番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業などの施行区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地については検討されていません。土地利用計画は、申請地と他地目137.8㎡を合わせた総事業面積1,759.8㎡に、建売住宅8棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成31年1月15日から平成33年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

36番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されていません。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積62.92㎡を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成30年11月10

日より平成31年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、31番から36番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、37番。

#### 11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

37番から41番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

37番は、所有権移転による貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地は譲受人の住居から道を隔てた位置にあり、譲受人の駐車場及び近隣住民の貸駐車場7台分として整備される計画で、妥当な面積と判断されません。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年11月1日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

38番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目4.72㎡を合わせた総事業面積395.72㎡に、個人住宅1棟、建築面積111.79㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成30年10月30日から平成31年3月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

39番は、賃貸借権設定による現場事務所及び資材置場への一時転

用の許可申請です。農地区分は農用区域内の農地で、農用区域内の農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、賃借予定の法人は近隣にて市発注の災害公営住宅建設工事を請け負っており、その工事のため工事用の現場事務所が必要であるため、仮設現場事務所1棟、建築資材置場、造成・外構資材置場、重機・大型車両駐車場、現場職員駐車場36台分を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年10月11日から30年10月15日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。一時転用期間は許可日から平成31年2月10日までの予定で、一時転用終了後は農地に戻す旨の確認をしています。

40番は、農業倉庫への転用許可申請です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地です。農振農用地区域内は原則不許可ですが、農振法による農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、農機具格納庫1棟、112.64㎡、通路部分など、95.4㎡を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。農業振興地域整備計画の用途区分の変更に関する関係通知書写しも添付されております。工事計画は、平成30年10月29日から平成30年12月21日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

41番は、賃貸借権設定による太陽光発電設備のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に太陽光パネル252枚、発電容量72.82kwを設置される計画で、妥当な面積と思われます。九州電力からの工事費負担金の請求書の写しなど、関係資料の添付もされております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成30年10月9日から31年3月31日の予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。



議長 　　ただいま、37番から41番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、42番ですが、42番から46番は関連案件です。45番の申請人が議席番号24番の宮本委員ご本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。宮本委員には、45番の関連案件が審議終了するまで議場から退出していただきます。宮本委員、よろしくお願ひします。

(宮本委員 退室)

議長 　　それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

11番 網田稔委員

42番から46番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

42番から46番は関連で、前号の4号議案、4条申請6番と関連で、畜舎及び堆肥舎、農機具倉庫への転用許可申請です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地と10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。農振農用地区域及び1種農地は原則不許可ですが、農振法による農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの、申請地を農業用施設の用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、前号の4条申請面積、計5,596㎡、他地目5,103㎡を合わせた総事業面積2万504.02㎡に、畜舎7棟3,268.42㎡、堆肥舎1棟1,169㎡、農機具格納庫2棟606.45㎡、管理棟52.64㎡、飼育倉庫2棟773.52㎡、駐車場及び通路など1万1,133.99㎡、飼料置き場3,500㎡を整備される計画で、5条申請分の主なものは畜舎、堆肥舎、農機具格納庫となり、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、農業振興地域整備計画の変更に関する関係通知の写しも添付され

ております。工事計画は平成30年10月20日から平成31年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。なお、申請地において許可を得ず畜舎、機械倉庫、飼料貯配タンクを建築し利用されていたため、深く反省されている旨の始末書の提出がなされております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、42番から46番について地元委員より報告がございましたが、3号議案の6番も合わせまして、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、42番から46番及び3号議案の6番については3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それでは、宮本委員は入室をお願いします。

(宮本委員 入室)

議長 続きまして、47番、お願いします。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

47番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

法人が賃貸借による運動場及び駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされています。土地利用計画は、運動場、駐車場11台分、合わせて911㎡で、転用面積としては適正な面積と思われます。雨水は自然浸透させ、オーバー分は敷地内の既存単位柵に集水し、道路側溝へ排水する計画です。土砂の流出、被害防除の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成30年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに基準を満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、47番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、48番。

### 23番 梅田義弘委員

23番、梅田でございます。

48番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

48番は、資材置場と駐車場及び通路建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画については、資材置場と駐車場及び通路などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。申請人は運送業を営んでいますが、自宅建設のために現在使用している資材置き場と駐車場が使えなくなったため、自宅隣接地に代替機能を確保することにしたものです。代替地の検討もなされており、ほかに入手できる土地がなかったことと、事業所に近く業務に便利なことから選定したとのこと、土砂の流出、被害防除等、周辺への影響もないと思われま。事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成31年3月31日までと予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、48番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7号）及び第6号議案でございます。この件につきまして、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせて、ご説明いたします。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細26ページの1番から31ページの17番までの合計17件で、1番から7番までが公社からの売り渡し、8番から14番までが公社による買い取り、15番から17番までが相対による売買です。面積は、17件合わせまして、田3万3,920㎡、畑1万3,672㎡の、合計4万7,592㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細31ページの18番から33ページの25番までで、貸手7名、借手6名の件数8件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が3件で、面積は8件合わせまして、田1万5,654㎡、畑6,564㎡の、合計2万2,218㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は果樹、施設野菜、露地野菜、水稻、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細34ページの26番から37ページの38番までで、貸手13名、借手11名の件数13件です。契約期間別では、6年未満が12件で、10年以上が1件です。面積は、田3万3,403㎡、畑4,002㎡の、合計3万7,405㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、施設野菜、露地野菜、飼料作物です。

続きまして、第6号議案です。

38ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細39ページの1番から49ページの22番までで、貸手22名の件数22件です。契約期間別では、6年未満が6件、6年以上10年未満が1件、10年以上が15件で、面積は22件合わせまして、田7万6,497㎡、畑1万9,978㎡の合計9万6,475㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願いです。願出人は水稲及び露地野菜を栽培されている農家で、対象農地12筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見等はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、2番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

願出人より申請があった農地について現地調査を行い、申請人が適正に耕作していることを地元農業委員が確認し、地区委員会では、証明することに何ら問題ないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、非農地証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いたします。

23番 梅田義弘委員

23番、梅田でございます。

1番と2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

願出人より申請のあった農地について、さきの地区委員会で現地確認を行い、検討しました結果、申請地は、昭和27年以前から近隣に居住する住民の証言により、昭和27年10月20日以前から山林となっていることが確認され、農地法第2条に規定する農地ではないことを証明することに何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、次第5の報告事項です。議案別冊の報告事項から事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案別冊の報告事項でございます。議案の最後まで行ったところで真ん中の辺ですけれども、カラー刷りで「報告事項」とございます。1番から10番までの項目で報告がございまして、合計269件の報告が上がっております。内容については割愛させていただきます。

続きまして、報告事項の次の分ですが、ホチキス留めで「報告事項」ということで、1番、賃貸借契約解約許可処分の取り消し訴訟について、2番、農業委員の募集について、3番、職員の復職についてという紙がございまして、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、1枚めくっていただきまして2ページ目でございます。「賃貸借契約解約許可処分の取消しを求める訴訟について」ということで、現在、訴訟が1件起きております。その経緯が上半分、それから下のほうの枠囲み、こちらのほうが訴訟概要ということで、分けて記載してございます。概略内容を説明させていただきます。

まず経緯につきましては平成29年5月24日、昨年でございます。農地法18条1項の規定による賃貸借契約解約許可申請書というものが提出されまして、それを受理しております。申請につきましては、申請人が土地所有者でございます●●在住の●●●●さんという方でございます。こちらについては、通常は18条の6項ということで合意解約というような内容で届け出がございしますが、こちらについては合意に至らなかったということで、単独申請でございます。土地所有者からの解約の単独申請ということで、申請が上がっております。

賃借人につきましては、設定の相手方につきましては次の黒ポチになりますけれども、貸し人が今言いました●●●●さん、●●在住、こちらのほうは、相続で現在こちらの方が所有というような形になっております。それから賃借人、●●●●さん、こちらの方が借受人ということで●●●●にお住まいの方です。

3番目の黒ポチが解約許可を受けようとする土地の所在ということで、土地が熊本市南区●●●●●●●●●●●●●●●●ほかに1筆ということで、市街化区域の土地が2筆でございます。合計のほうは書いてございませぬけれども、987㎡ございまして、こちらの土地について所有者側から解約したいというような申し出でございます。

その理由としましては、その農地を農地以外のものにすることが相

当であるということで申請が上がっております。具体的には、マンション建設の具体的な計画があるというような内容での解約の申し出ということであっております。

それを受けまして調査委員会というものが、載っておりませんが、3回ほど開催されまして、農地以外のものにすることが相当であるかという調査をされまして、今年の、30年4月9日の農業委員会の総会で、妥当であるということで、18条の1項の解約の許可という方向で、総会での決定を受けております。なお、この案件につきましては、県の常設審議委員会の意見を聞くようになっておりますので、同月の20日、熊本県常設審議委員会のほうに意見を求めましたところ、特別、意見はないということで回答いただきまして、4月20日付で解約の許可書を賃貸人のほうに郵送いたしております。

その後、9月12日に熊本地方裁判所から事務局宛てに訴状が届いております。原告人は賃借人、借手さんのほうから取り消しの訴訟が行われておりまして、訴状が届いております。それに伴いまして、9月27日に調査委員会のほうを開いていただきまして、今回の訴訟についての確認等をいただいております。

その下の括弧書きでございますが、訴訟の概要となっております。まず最初に、件名が、農地賃貸借契約解約許可処分取消請求事件というような名称が立っております。原告は先ほど言いました賃借人であり、●●●●さん、被告が熊本市ということで、その代表者として農業委員会のほうとなっております。

請求の趣旨として概要といたしましては、被告が、農業委員会のほうです、平成30年4月20日付で賃貸人、土地所有者の●●●●さんと賃借人、原告でございます●●さんとの間の賃貸借契約の解約についてした許可を、取り消すことを求めるというような内容でございます。

請求の原因としましては、その許可書に、賃貸人が賃借人に離作料を支払うこと、というような条件をつけております。これにつきまして、具体的な離作料を示さないまま条件を付したという許可処分については、新たな紛争の発生のもととは明らかであって、新たな紛争の発生を前提とするような条件の設定は、解約許可は無効とならざるを得ないというのが主張でございます。

これに伴いまして、10月22日に第1回目の口頭弁論がございまして、これの弁論の答弁書といたしまして、10月15日まで裁判所のほうに答弁書を提出ということになっております。答弁書につきましては、まず、弁護士さんのほうに委任をいたしまして、それで弁護



士さんのほうで取りまとめの上、対応していただくような形にはなっております。ちなみに、答弁書につきましては、請求の内容、この訴状の内容につきまして精査してから、それについても市としても見解を添えて対応していくというようなことで、今後、このような日程の流れで進んでいくようになっております。

なお、これに伴いまして、県とか農政局とか関係部署の関係者の方にはご意見、市の対応で、市の農業委員会の対応での何か指摘事項等は、ということで、打ち合わせ等を行っておりますけれども、今のところ、特別、瑕疵があるようなことではないということで、相談には乗っていただいております。

以上です。

#### 事務局

続きまして、報告事項の2番の農業委員の募集についてということでございます。3ページをお開きください。熊本市長名で平成30年10月1日、農政発第294号で「熊本市農業委員会委員の募集について（お知らせ）」ということで、関係機関にこのお知らせ通知文が發送されております。対象の関係機関は、裏の4ページの一覧になっている関係機関に發出されております。

こちらの農業委員会委員の募集についてでございますけれども、先般、竹下農業委員さんが辞職をされましたことに伴います欠員補充ということで、熊本市で募集を行うということで、1名の募集を行いますということです。募集期間は平成30年11月1日から平成30年11月30日までの期間になります。

続きまして、5ページをお開きいただきますと、熊本市農業委員会委員募集要項ということで、5ページ、6ページにかけまして、流々記載しております。募集人員1名、任用期間は委嘱日から2021年4月14日まで、身分としましては、皆様方と同じように、熊本市の特別職の非常勤職員、委員報酬月額5万5,000円、あと、6番につきましては推薦を受ける者及び応募する者の資格、7番、推薦及び応募に係る手続等が載っております。

こちらにつきましては、関係機関のほうには文書が出ております。それと、11月号、来月号の市政だよりに掲載されます。それと今月下旬にはホームページ上でも掲載をすることになっております。

以上でございます。

続きまして、3番目の職員の復職について、ご報告申し上げます。1ページ目にお戻りいただきます。発令年月日、平成30年10月1日、氏名、●●●●、南区分室の主任主事を、10月1日付をもって

復職させるという辞令が発令されております。

報告事項は以上でございます。

議長 ただいまの報告事項の説明について質問等、何かございませんか。

一同 なし。

議長 何もないようですので、次に、次第6、その他です。事務局より説明願います。

事務局 それでは、こちらの色刷りの資料をごらんください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要について、ご説明いたします。

まず、この法律の背景ですが、1、全農地の約2割（93.4万ha）を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害しているという背景がございます。また、2番目、農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにしようとする、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができないという背景がございます。

この法律の概要としましては、1、相続未登記農地等の利用の促進、まず、所有者不明農地について、相続人の一人が農地中間管理機構に貸し付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設する。また、農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定する。この一定の範囲というのは、今は配偶者と子ということになっております。また、2番目、共有持ち分の過半を有する者の同意を得て、または、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を、5年から20年に延長する。

続きまして、2番目の、底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取り扱いについてですが、農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする、とあります。

この施行期日についてですが、公布の日（平成30年5月18日）から起算して6月以内で政令で定める日ということになっております。

最後から2枚目をお開きください。こちら底地の全部がコンクリー

ト等で覆われた農業用施設、農作物栽培高度化施設の基準案と、それから1ページおめくりください。所有者不明農地に関する農業委員会の公示手続を開始するために必要な探索手続案とございます。この2つにつきましては、現在、パブリックコメントで意見を聴取しているところでございます。

以上でこちらの説明を終わります。

議長

ただいまの説明について、質問など、ございませんか。

何もないようですので、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局

以上で、本総会に付議されました案件は、全て終了いたしました。これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後4時37分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年10月9日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 木 下 三 智 也

署名委員 上 妻 孝 市

書 記 立 石 誠 信